

ケアホーム穂の香 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社大成が開設するケアホーム穂の香（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行なう。
- 2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアホーム穂の香
- ② 所在地 額田郡幸田町大字野場字常口 22 番地 1
- ③ 特定施設の類型 混合型

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員 隣接する混合型特定施設入居者生活介護、通所介護の管理者、福祉用具事業所と兼務）
- ② 従業者
生活相談員 2名以上
入居者の心身の状況、環境等を把握し、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行う。
看護職員 2名以上
常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

介護職員 10名以上

入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。

なお、看護職員及び介護職員は、要支援、要介護者等の混合型特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護等のサービス利用に支障がないときは、要支援、要介護者以外の入居者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 2名以上

日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

計画作成担当者 介護支援専門員 1名以上

入居者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室は次のとおりとする。

- ① 入居定員 30名（夫婦部屋の4名入居を含め）。
- ② 居室 28室のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は 28室とする。その内、夫婦部屋は 2室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 混合型特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする

- ① 入浴（毎日～最低週3回）、排せつ、食事等介護及び日常生活上のお世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 日常生活上の世話
- ④ 健康チェック（看護職員による1日1～2回のバイタルチェック・月に1～2回の協力医による往診）、相談・援助

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金等)

第7条 混合型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料の支払いを受けるものとする。

- ① 入居契約金 167,600円
- ② 入居保証金 300,000円
- ③ 家賃 72,000円/月（月額固定）
夫婦部屋+36,000円（2名入居している場合に限る）
- ④ 管理費 2,320円/日 69,600円/月（30日の場合・月によって変動あり）
夫婦部屋+27,300円（2名入居している場合に限る）
- ⑤ 食費 1,820円/日 54,600円/月（30日の場合・月によって変動あり）
- ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用 実費

2 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文に署名（記名押印）を受けることとする。

3 月の途中における入退居及び外泊時の料金については、日割り計算するものとする。

※ 家賃については退去月のみ日割り精算となる。

4 入居契約金に関しては、入居までにかかる手続金、申込金を含み、入居時に全額償却致します。

※ クーリングオフ制度につき、入居契約後 90 日間の退去の場合につきましては、入居契約金は全額返還させていただきます。

5 入居保証金は退去時に居室修繕費用などを差し引いて返還致します。

(入居者が居室の移動をする場合の条件及び手続き)

第 8 条 管理者は、入居者の居室の移動を行う場合は、入居契約書に基づき主治医の意見を聞くとともに、入居者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

第 9 条 生活相談員等は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 入居生活の規則は有料老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 生活相談員・看護職員等は、混合型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第 11 条 入居者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意点)

第 14 条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

② 継続研修 年3回

- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社大成と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。